

事務連絡
令和6年2月5日

各都道府県私立学校事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

令和6年度教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）
に係る交付申請予定額一覧等の提出について（依頼）

日頃より、特別支援教育の振興に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記事業について、交付内定（予定日：4月1日）を行うにあたり、交付申請の予定について下記のとおり提出を依頼します。

については、所轄の学校法人に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、学校法人のうち、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校法人に対しては別途直接周知していること申し添えます。

記

1. 提出書類

- ① 交付申請予定額一覧
- ② 事業実施計画書（別記1～3様式1のうち該当する事業のみ作成・提出）

2. 提出期限

令和6年3月1日（金）17:00 ※締切厳守

3. 提出方法

- i) ①、②のExcelファイル
- ii) ①、②のPDFファイル

※ ii) のPDFファイルは1つにまとめて、ファイル名は「【学校法人名】R6 交付申請予定」とすること。

4. 提出先

文部科学省特別支援教育課支援第一係

メールアドレス：seika@mext.go.jp

※ 件名は「【学校法人名】R6 交付申請予定」とすること。

5. 留意事項

(1) 全補助事業共通

- ・ 本依頼は、令和6年度政府予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては実施方法や経費などを変更する場合があること。
- ・ 事業実施計画書の作成に当たって、「(経費の配分・使用方法)」における「内訳」は、その内容が確認できるよう、以下を参考に記載すること。

(記載例) 消耗品費：コピー用紙代 ○○箱×○○円＝○○円

諸謝金：○○協力者会議（会議出席謝金） ○人×○回×○○円＝○○円

- ・ 令和5年度の交付決定額・変更交付決定額の決定においては、交付申請額及び事業実施計画書に記載の経費を精査し、文部科学省において補助対象目的外と整理した経費を対象外としている。交付申請予定額一覧の提出に当たっては、文部科学省において補助対象外と整理している経費が計上されていないことを確認の上、申請を行うこと。

(参考) 補助対象外と整理する経費

<補助事業全体>

- ・ 補助対象目的外の経費であり、補助対象外であると当省が整理した経費

<医療的ケア看護職員配置事業>

上記に加え、特に申請時に確認いただきたい補助対象外と整理する経費

- ・ 医療機器（パルスオキシメーター、体温計等）
- ・ 医療的ケア児受入れのための整備（フロアマット、ポータブルトイレ等）
- ・ 研修実施に係る経費（研修講師派遣・会議費・研修受講料）
- ・ 指示書の発行に係る経費

(2) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業について

- ・ 本補助事業は、切れ目ない支援体制の整備を促すことを目的としていることから、補助する期間は事業の着手から3年を限りとしていること。

(3) 医療的ケア看護職員配置事業について

- ・ 本事業は、学校において医療的ケアを実施するために、看護師等及び介護福祉士等の学校への配置に係る経費の補助を行うものであり、効果的かつ効率的な配置方法を検討するとともに、配置する者が医療的ケアを実施していない場合は補助対象外となることに留意した上で、事業実施計画書等を作成すること。

- ・ 学校法人からの申請に当たっては以下に留意の上、申請を行うこと。

Q1：申請・交付決定・精算等の補助金に関する事務手続きは学校法人と文部科学省が直接やり取りするのか。

A1：令和6年度分については、学校法人と文部科学省が直接、補助金に関する事務手続きを行います。

Q2：障害のある医療的ケア児を受入れている学校法人立の幼稚園において、切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケア看護職員配置事業）と私学助成（幼稚園等特別支援教育経費）を重複して活用することは可能か。

A2：同一の取組に対して国の補助金を重複して交付することは認められません。ただし、取組ごとに財源や用途等を明確に区分することが可能な場合、それぞれの補助金に申請することは可能と考えます。例えば、障害のある医療的ケア児受入れのための取組として、①医療的ケア看護職員の配置と、②医療的ケア児受入れのための整備に係る物品購入を行う場合、取組毎に切り分けを行い、①医療的ケア看護職員の配置については切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケア看護職員配置事業）、②医療的ケア児受入れのための整備に係る物品購入については私学助成（幼稚園等特別支援教育経費）に申請するといったことが考えられます。

Q3：医療的ケアとは何を指すのか。

A3：一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされています。具体的な行為が医行為に該当するか否かについては、都道府県の医事担当課にご確認をお願いします。なお、本補助事業は医療的ケアを行うために看護師等及び介護福祉士等を配置するために係る経費を補助するものであり、医療的ケアを行う者が医療的ケア以外の業務に従事している場合、医療的ケアの業務に係る経費のみを計上することとします。

（４） 外部専門家配置事業について

- ・ 本補助事業は、特別支援学校のセンター的機能を活用することを前提として、個別の支援計画の作成や実際の指導に当たって障害の状態等に応じて必要となる外部専門家との連携に係る経費の補助を行うものであるため、交付申請を予定している者においては域内での取組等について必要な調整を図った上で、事業実施計画書を作成すること。

6. 今後の予定（案）

令和6年2月5日（月）	交付申請予定額一覧 提出依頼
令和6年3月1日（金）	交付申請予定額一覧 提出締切
令和6年4月1日（月）	交付内定
令和6年4月1日（月）	交付申請書 提出依頼
令和6年5月1日（水）	交付申請書 提出締切
令和6年6月3日（月）	交付決定

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
 支援第一係 中宮、柳沼
 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
 TEL：03-6734-3192
 E-mail：seika@mext.go.jp